

工事入札心得新旧対照表

現行	改正後（案）
第１～第５（略）	第１～第５（略）
第６ 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合における入札の回数は初回を合わせて２回を限度とする。 ただし、設計額を事前公表した場合においては、これを超える金額をもって行った入札は無効とする。なお、高浜町財務規則第１１５条第１項に該当する無効な入札を行った者は、再度の入札が行われる場合においても、これに参加させない。	第６ 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合における入札の回数は初回を合わせて２回を限度とする。 ただし、設計額を事前公表した場合においては、これを超える金額をもって行った入札（<u>物品の売払い、賃貸借その他本町の収入の原因となる入札については、予定価格未満での入札</u>）は無効とする。なお、高浜町財務規則第１１５条第１項に該当する無効な入札を行った者は、再度の入札が行われる場合においても、これに参加させない。
第７～第１１（略）	第７～第１１（略）
第１２ 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、次に該当する場合は、<u>この定めるところ</u>により落札者を決定するものとする。 （１）高浜町財務規則第１１２条第１項の規定に基づく最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札し	第１２ 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、<u>次の各号に</u>該当する場合は、<u>当該各号の定めるところ</u>により落札者を決定するものとする。 （１）高浜町財務規則第１１２条第１項の規定に基づく最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の

た者を落札者とする。 第 1 3 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年高浜町条例第 2 8 号）第 2 条に該当する契約は、議会の議決を経るまでは仮契約とし、議会の議決がなされた時、これを本契約とみなす。 2 仮契約の締結後、議会の議決までの間に、落札者（共同企業体の場合はその構成員をいう。次項において同じ。）が福井県及び高浜町から入札参加の資格制限又は指名停止若しくは指名除外（以下「指名停止等」という。）を受けた場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないことがある。 3 第 1 項に該当する契約以外の契約において、落札者が契約を締結するまでに、福井県及び高浜町から入札参加の資格制限又は指名停止等を受けた場合は、契約を締結しないことがある。 4 前 2 項の規定により仮契約を解除し、若しくは契約を締結しない場合、町は一切の損害賠償の責を負わない。	価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。 <u>（2）物品の売払い、賃貸借その他本町の収入の原因となる入札においては、予定価格以上であって最高の価格をもって入札した者を落札者とする。</u> 第 1 3 <u>高浜町</u>議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年高浜町条例第 2 8 号）第 2 条に該当する契約は、議会の議決を経るまでは仮契約とし、議会の議決がなされた時、これを本契約とみなす。 2 仮契約の締結後、議会の議決までの間に、落札者（共同企業体の場合はその構成員をいう。次項において同じ。）が福井県及び高浜町から入札参加の資格制限又は指名停止若しくは指名除外（以下「指名停止等」という。）を受けた場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないことがある。 3 第 1 項に該当する契約以外の契約において、落札者が契約を締結するまでに、福井県及び高浜町から入札参加の資格制限又は指名停止等を受けた場合は、契約を締結しないことがある。 4 前 2 項の規定により仮契約を解除し、若しくは契約を締結しない場合、町は一切の損害賠償の責を負わない。
第 1 4 （略）	第 1 4 （略）

(最終改正 平成18年4月1日)

(最終改正 令和6年7月1日)